# 事 業 の 枠 組 み

【事業概要】
外国人が，京都市内の料理店で働きながら日本料理の知識及び技能を修得し，帰国後に，日本料理を世界に発信することを通じて，日本料理の海外への普及を図る。

**京 都 市** ←→ **NPO法人日本料理アカデミー**
連携

**京 都 市**
事業全体の運営・監督等
（主な内容）
〇受入事業者の指定
〇受入事業者への監査　等

**NPO法人日本料理アカデミー**
専門的知識などを活かした支援等
（主な内容）
〇実習計画の策定への協力
〇受入事業者への助言　等

**海外**
レストラン等

**京都市内**
受入事業者（日本料理店等）

外国人との雇用契約に基づき，日本人と同等額以上の報酬を支給。また，日本料理の知識や技能について，実習を実施

〈受入事業者の要件〉
〇受入事業者が以下の内容について海外のレストラン等との間で合意し，その内容を明らかにした書面を交換していること
・海外のレストラン等から業務の一環として派遣されること
・帰国後，海外のレストラン等の業務に復職すること
・受入事業者と雇用契約を締結すること
〇受入期間を2年以内とすること
〇1事業所当たりの受入人数を2人以内とすること
〇過去3年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと　等

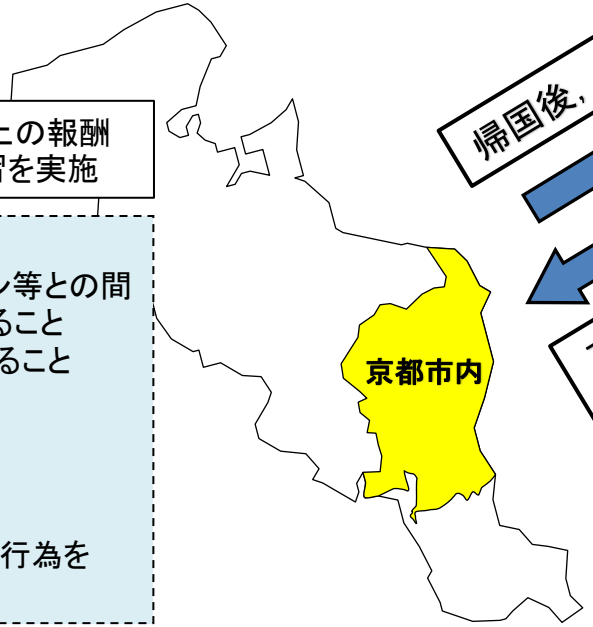


帰国後，日本料理を発信

入国し，日本料理の知識や技能を修得

〈外国人の要件〉
〇調理における技能を有し，素行が善良であると認められること
〇日本料理を修得する意思及び帰国後，日本料理を世界へ発信する意思を有すること　等